

しぶかわスポーツクラブ理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、しぶかわスポーツクラブ(以下、「クラブ」という。)規約第22条及び第23条に定めるもののほか、クラブ理事会の運営について定め、理事会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成し、クラブ規約第22条第4項で規定する事項を決議する。

2 監事は必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じて理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の開催)

第4条 理事会は年2回以上開催するものとし、必要がある場合に招集し開催する。

2 理事会は、構成する理事の委任状を含む半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(招集権者)

第5条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるとき又は欠けたときはあらかじめ理事会において定めた順序により、副理事長が又は理事が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に理事会の目的を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の10日前までに、各理事及び監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日程、場所及び会議の主な審議事項を記載した書面で行わなければならない。

(欠席)

第7条 理事又は監事は、理事会を欠席する場合は、あらかじめ招集者に対して、その旨を通知しなければならない。

2 前項により理事会を欠席する理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議長)

第8条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるとき又は欠けたときはあらかじめ理事会において定めた順序により、副理事長が又は理事がこれにあたる。

2 理事会の会議の審議事項について議長である理事が特別な利害関係を有するときは、その審議事項の審議については理事長が事故あるときに準じて、副理事長又は理事が議長にあたる。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く過半数により行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(決議事項)

第10条 クラブ規約第22条第4項に定める事項は、理事会の決議を経なければならない。

(報告)

第11条 理事長は、各事業又は教室等の執行状況及び重要と認める事項、並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

(欠席者に対する通知)

第12条 理事長は、理事会の議事の審議概要及びその結果を欠席した理事に対し通知する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営等に関し必要な事項は、クラブ会長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程は、クラブ総会で決議により改廃する。

附 則

この規程は、平成29年5月16日から施行する。